

組合員のみなさまへ

新設のご案内

弁護士費用 補助規約

対象期間 令和4年4月1日～令和5年6月30日

対人共済をご契約の車両に
追加掛金なしで自動付帯

対象 >> もらい事故(無過失事故)

補助金額

限度額

30万円(税込)

もらい事故によって生じた損害を相手方へ
請求する際に必要な弁護士費用を補助いたします
(当組合から弁護士を紹介できます)

近畿交通共済協同組合



弁護士を通じて行う「示談交渉」「費用請求」「裁判」にかかる費用を補助します

請求内容 人身損害、車両損害、休車費用、レッカー費用等

もらい事故 の例

※もらい事故(無過失事故)とは…自分の過失割合が0の事故。なお、相手方が特定されている必要があります。

事例 1

相手が赤信号を無視して起こった事故

相手方の明らかな信号無視による出会頭の事故で**自社運転手が負傷した**場合。



事例 2

相手がセンターラインをオーバーして起こった事故

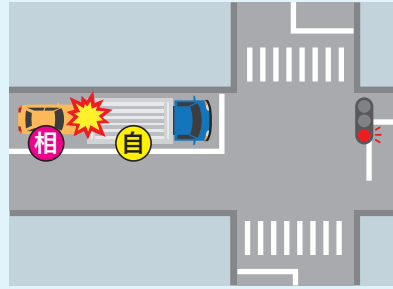
相手方の明らかなセンターラインオーバーで衝突事故が発生し、自車両が経済全損となり、相手方保険会社と**時価額交渉**の必要がある場合。



事例 3

自分が停車中にぶつけられた事故

信号待ち停車中に追突され、自車両の修理にあたって**休車費用が発生した**場合。



注意事項

- 対人共済の契約がない車両へは付帯されません。
- 上記事例においても他に特段の過失がない場合に限りです。
- 本規約により支払われた弁護士費用は料率決定に影響しません。
- 本規約は令和4年4月1日～令和5年6月30日の間に発生した事故に限りです。

お問い合わせやご相談は下記までご連絡ください

大阪北部事務所(本部)	〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
大阪南部事務所(本部)	〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
河北事務所	〒564-0011 吹田市岸部南2-38-3(北部地区輸送サービスセンター2階)
泉州事務所	〒592-8334 堺市西区浜寺石津町中1丁9-19(南部地区輸送サービスセンター2階)
奈良事務所	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-6(奈良県トラック会館1階)
和歌山事務所	〒640-8341 和歌山市黒田1-1-19(阪和第一ビル4階)
滋賀事務所	〒520-3047 滋賀県栗東市手原3-1-25(栗東市商工会館2階)
京都事務所	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館3階)
営業課(本部)	〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
キンコウセーフティ(株)【代理店】	〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2
TEL:06-6965-2828(代) FAX:06-6965-2838

近畿交通共済協同組合 
<https://www.kinkyo.or.jp>

